

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日会社A（以下「事業場」という。）に雇用され、接客作業員として接客、配膳の業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日午後10時30分頃、事業場内の廊下と調理場に通じる緩やかなスロープ状の通路を通りかかったとき足を滑らせて転倒し、右手首を負傷した。請求人は、翌○日B病院に受診したところ「右手関節骨折」（以下「原傷病」という。）と診断され加療し、その後、C整形外科及びD整形外科医院に転医し加療を継続した結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、右手第3指及び同第4指の痺れ、右手の甲と前腕に痛みがあり、右手首を動かした時には鈍痛が出現するとして、平成○年○月○日C整形外科に受診し「右手変形性関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断され加療した。

請求人は、本件傷病は原傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は原傷病が再発したものとは

認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の付加的判断

（1）請求人は、本件傷病と診断され、右手第3・4指のしびれ、右手甲の痛み等があり、原傷病の再発と主張しているので、以下、検討する。

（2）E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、手術の適応は無く、温熱療法、可動域運動療法などの対症療法の治療効果はないと思われる、と述べている。また、F医師は、平成○年○月○日の面談事蹟書において、要旨、本件傷病は、当初の骨折と因果関係があり、症状は増悪しているものと考えられるが、手術適応はなく、リハビリ治療による疼痛緩和は期待されるが、一時的なものと考えられると、述べている。

（3）ところで、本件傷病が原傷病の再発であると認定する要件として、原傷病と再発とする症状との間に医学的相当因果関係が認められ、治ゆ（症状固定）時の症状に比べ症状が増悪し、かつ治療効果が期待できるものでなければならないとされている。

当審査会としては、請求人の主張する症状について、再発の3要件のうち、原傷病と再発症状との医学的相当因果関係、及び治ゆ（症状固定）時の症状に

比べ症状の増悪が認められるものの、治療効果が期待できるものとは認められないとするE医師及びF医師の意見は妥当であり、したがって、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。